

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表：令和4年3月15日

事業所名 ことばの学び舎エント

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境 ・ 体 制 整 備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	100%			・施設が狭く、ご迷惑をお掛けしております。
	2	職員の配置数は適切である	100%		最小限の人数で運営をしています。増員はありません。	
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	100%		建物2Fでの運営の為運動障害があると厳しいのが現状です。聴覚障害に対しては個室で対応ができます。	難聴のお子さまが多い中、防音室ではありません。そのため、訓練は個別・個室で行なっています。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	100%			整理整頓と清掃を心掛けて参ります。
業務 改 善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	100%			職員会議で発言と意見集約の場をしっかりと設けています。
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	100%			
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	100%		1年に1回公表を行なっています。	自己評価結果を事業所に反映していくように努めています。
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	50%	50%		
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	100%			・専門性の向上のためにも外部研修へ積極的に参加させていきたいです。
適切 な 支 援 の 提 供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	100%			
	11	子どもの適応行動の状況を把握するためには標準化されたアセスメントツールを使用している	100%			
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」「家族支援」「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	100%			
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	100%			
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	100%		事例検討会などの勉強会は都度実施しております。	・話し合いはしているが個人レベルなのでチームで検討を実施したいです。
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	100%			
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成している	50%	50%	年齢や学力など様々な中で集団で取り組める課題では小集団で行う事もあります。	・基本集団では行なっていませんが長期休みなどはプログラムの変更をすることもあります。
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをして、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	100%		毎朝のミーティングで情報を共有しています。	
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをして、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	50%	50%	職員間での情報共有は行っています。	

	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	100%			
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	100%			

関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	100%			
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	100%			行政・相談支援事業所と情報共有しています。
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	50%	50%		・医ケア児はいません。・(医ケアではなく)難聴においては連携支援に参加しています。
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	50%	50%	無回答50%	・(医ケア児ではなく)難聴においては医療機関と十分に情報共有しています。
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	100%			・書面での情報共有や出向いて助言指導を行う事があります。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	100%			
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	100%			・会議等での連携はありますが助言や研修はありません。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある		100%		・そのような場は設けていません。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している		100%		・そのような場は設けていません。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	100%			・都度訓練のフィードバックを行なっています。保護者との対話は多く持っています。
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	50%	50%		・フィードバックは毎回実施しています。「ペアトレ」と称した形式的なものではなく訓練担当者との関りの中で行っています。
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	100%			
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	100%			
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	100%			
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	50%	50%		・保護者同士の支援を図る場は敢えて設けていません。
保護者への説明責任等	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあつた場合に迅速かつ適切に対応している	100%			
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	100%		ホームページやSNS、掲示物でお知らせしています。	

	38	個人情報の取扱いに十分注意している	100%			・事業所内の会話など取り扱いはもっと注意する必要があると思います。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	100%			・難聴児への配慮は心掛けています。
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている		100%		・そのような機会は設けていません。

非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	100%			
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	100%			
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	100%			
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	50%	50%		・食事提供はしていません。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	100%			
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	100%			
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	100%			・契約時にお話しています。

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は、事業所全体で行った自己評価です。